

整理番号	国・地域別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答		対面協議	内閣府記載欄		
												[A: 概要要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 自治体が検討]						[a: 了解、b: 条件付き了解、c: 受け入れられない、d: その他]				内閣府コメント	内閣府整理
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等				
47	国際	2	つくば国際戦略総合特区	次世代がん治療(BNCT)の開発実用化	次世代のがん放射線治療であるホウ素中性子捕捉療法(BNCT)の実用化に向けて、これまで小型・大強度・低放射化の加速線ベースBNCT用中性子源を開発整備してきた。この装置の薬事承認を得るために、同装置を用いて皮膚悪性腫瘍に対する治験(Phase I)を実施する。また治療実施に不可欠な治療計画装置の非臨床試験も実施する。	茨城県、筑波大学、高エネルギー加速器研究機構、日本原子力研究開発機構、東芝、国立がん研究センター、京都大学、総合南東北病院、GICS株式会社	厚生労働省	医療機器開発推進研究事業	拡充	新規開発したBNCT用加速器中性子源を使って皮膚悪性腫瘍に対する治験を実施するためには、より精度の高い加速器制御技術、中性子発生技術が必要となる。また、臨床データのデータベース化等による適切な管理が必要である。この目的のために補助上限額を年1億円程度まで引き上げるなど、制度の弾力的な運用について特段のご配慮をお願いしたい。	1回目	厚生労働省医政局研究開発振興課	医療機器開発推進事業費補助金(医療機器開発推進研究事業)	C		理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など		※対応の但し書き	b	お示しいただいたAMEDによる競争資金のため研究費の増額等の確約不可という点については承知しました。ただし、BNCTの早期適応拡大を図るにはスムーズに次の段階の治験に進むことが重要であると考えます。本事業での拡充は確約不可とのことですが、BNCTは診断、薬剤、先進的加速器技術等を融合させた革新的な医療ということもあり、研究開発すべき要素、項目も多岐にわたるため、機器開発への継続的かつきめ細やかな対応と、AMED及び関係省庁の既存事業並びに新規事業による来年度以降の支援について特段のご配慮をお願いいたします。	厚生労働省から、日本医療研究開発機構による事業は競争的資金で実施されているため、研究費の増額等を確約することができず、対応しないとの見解が示され、指定自治体も国の支援制度が必要であるとしつつも了解していることから、協議を終了する。	V	
57	国際	4	京浜臨海部ライフイン・ベーション国際戦略総合特区	「アミノインデックス技術」に基づく検体情報収集とデータ解析事業	個別化・予防医療を目的とした特区構想の一つの核として、神奈川県フィールドを全面的に活用し、アミノインデックス®がんリスクスクリーニング(AICS)結果及び診療データを基に、(1) AICS検査を用いたがん検診精度向上への寄与を明らかにし、(2)さらに現行のがん検診では検出されないがん早期発見手法の開発を行うことを目的とし「血中アミノ酸プロファイルを用いた革新的がん診断技術に関する前向きコホート研究(AICSフォローアップ研究)」を推進する。	横浜市立大学	文部科学省	日本医療研究開発機構研究費	拡充	特区事業の加速、およびAMED委託事業推進のための特区調整費(43,200千円)の活用	1回目	文部科学省研究振興局研究振興戦略官付	日本医療研究開発機構研究費	C		理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など		※対応の但し書き	c	○貴省の見解は、「公平性担保の観点」から特区調整費の活用が困難とのことだが、今後、特区事業と合わせて一体的かつ相乗効果を持って展開されるAMEDに採択された研究があった場合についても特区調整費の活用はできないのか。再度、見解とともに、具体的な理由を御教示いただきたい。本特区からの今回の事例については、個別案件と考え、この案件に限らずAMEDに採択された場合の事例として検討していただきたい。 ○AMEDの「医療分野の研究開発関連の調整費」は、健康・医療戦略推進本部の決定のもと、配分方針が決められると伺っている。総合特区推進調整費については、総合特別区域基本方針によると、調整費の配分計画は内閣府省と協議して策定するとされており、さらに、総合特別区域担当大臣(法第63条第1項に規定する総合特別区域担当大臣をいう。)が必要と認めるときには、(総合特別区域推進)本部での調整を定めることができるという規定があることを加味すると、その判断指標は、「公平性担保の観点」というよりも政策的な効果・効率性等が重視されるべきではないかと考えます。 ○本特区としては、AMED研究費に採択された事業と一体的かつ相乗効果を上げられる取組であれば、公募による外部評価を受けた研究をベース(根拠)とし、特区事業としての意義を認め、AMED理事長又は健康・医療戦略推進本部の承認を得られることで、採択研究課題に追加配当を行い、政府と地域が一体となり推進する特区事業を支援する考えがあってもよいのではないかと主張します。 ○AMED側の理由のみならず、特区事業推進という観点から、貴省の総合特区推進本部員としての視点も考慮した上で、再度検討していただきたい。 ○また、平成28年5月31日に実施した協議の際、AMEDの意向確認をすること、会計管理上の課題について確認することとなったが、その回答について、別途情報提供いただきたい。	文部科学省からは、対面協議において確認された特区事業の研究内容は公募による外部評価を受けたものではないため、公平性担保の観点から、特区調整費を活用することは困難の見解が示されている。 これに対し指定自治体は、特区事業と合わせて一体的かつ相乗効果を期待し、AMEDに採択された研究があった場合の特設調整費の活用について再検討を希望しており、調整費の利用について、公平性担保の観点よりも、政策的な効果・効率性等が重視されるべきとの意見や、総合特区事業支援という観点から、総合特区推進本部員としての視点を考慮した上で回答を希望している。 指定自治体から提示された回答に対して、文部科学省において、対応の可否や条件・代替案について再度検討の上引き続き協議を行うこと。 また、確認事項についても情報提供を行うこと。	IV	
85	国際	5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業	航空機関連企業で構成される中小企業が集まり、一貫生産体制構築を目的としたOJT研修や共同設備利用を活用した実践的な人材育成を実施する。	航空機産業共同事業体	経済産業省	新規	米ボーイング社の最新中型旅客機787の増産、次世代大型旅客機777Xの生産開始への対応や、国産旅客機MRJの生産などにより今後航空旅客需要の拡大が見込まれる一方で、エアバス社とボーイング社による競争は激化しており、国際競争が厳しさを増している。このような背景の下、航空機部品製造にかかるコスト削減・納期短縮を図るため、中小企業では材料調達、加工、表面処理、組立・検査に至る一連の工程がIT、ITネットワークとなり、県外もしくは海外に業務を委託している。そのため、生産量の拡大に追いつかず、コスト削減・納期短縮の課題が解決困難な状況にある。この喫緊の課題を解決するためには、グループ企業において特殊工程を管理運用できる人材を育成・確保することが急務である。また、地域のグループ企業が共通の課題意識をもって共同で解決を図る人材育成は先進的な取り組みでもあり、共通の課題を持つ国内にある航空機産業共同事業体にも波及が見込まれる。このため、平成26年度に実施していた地域企業人材共同育成事業を復活させるとともに、研修に必要な特殊工程に係る共同設備に関する関連経費も支援していただくことで既存の工程と連携したより実践的な研修ならびに本格運用につなげるまでの試行運用、ノウハウ蓄積を可能とする。	経済産業省製造局航空機武器宇宙産業課 産政局産業人材政策室 地域G立地環境整備課	・地域企業人材共同育成事業	B		理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など		※対応の但し書き	b	担当省庁の見解にある「地方創生交付金」に関しては、当県では申請済みで他事業で活用する予定である。従って、本事業において地方創生交付金の活用はできない。そのため、今後は、その他の助成等、現行制度の下での制度活用を検討していく。 今後、各省庁において、補正予算や当初予算を検討する際、人材育成の重要性を理解し、本件の要望も考慮していただきたい。	経済産業省から、地域企業人材共同育成事業の復活等にかかる要望予算については、2か年にわたる実証事業を通じて、中小企業における新たな人材育成手法を全国各地で実証することができ、平成27年度をもって終了しており、今後は、これらの実証した手法について、産業界による自主的な人材育成を促すことが必要と考えられ、他の助成制度や地方創生交付金を活用し、講座運営費等に充当するなどの対策を検討されたい。	経済産業省からは、AMEDの意向を踏まえた検討をした結果、当初回答のとおり特区調整費活用は困難との見解が示されている。 これに対し指定自治体からは、文部科学省のスタンスは理解したが、具体的な何が課題で提案が実現できないのか、論理的な説明がなく、了解できないもの、一旦協議を終了する旨回答があったため、協議を終了する。 文部科学省は、今後指定自治体から、今回の協議内容を踏まえ、提案を改善した上で、新たに具体的な事業の相談があった場合には、改めて協議を行うこと。	V		

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果(論点シート)

整理番号	国・地域別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答		対面協議	内閣府記載欄	
												[A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:自治体が検討]						[a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他]			内閣府コメント	内閣府整理
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
199	地域	10	とやま地域共生福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム(富山型デイサービス)施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充 高齢者、障害者、児童等多様な利用者を同時にケアする富山型デイサービスでは、職員の負担が大きいため、報酬上、「地域共生加算(仮称)」の新設を求める。	1回目	厚生労働省老健局振興課社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	介護保険法 障害者総合支援法	C		介護報酬等は、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を経て決定されるものであり、特区制度による財政支援措置としては対応できない。	c	・近年、富山型デイ事業所では、障害者(児)の利用ニーズが増加しており、それが介護保険サービスと基準該当障害福祉サービスの報酬差から事業所運営を不安定にしている。このまま地域のニーズに対応すれば、サービス提供が成り立たなくなる懸念があり、現在、国や本県が目指している「地域共生社会の実現」が極めて困難となる。そこで、障害福祉サービスの報酬や介護報酬において地域共生加算(仮称)を創設することにより、富山型デイ事業所の運営安定化だけでなく、富山型デイに取り組む高齢者デイ事業者の拡大を図るべきと考える。 ・地域共生加算(仮称)は、介護保険サービス利用者共生型サービスから受ける効用について応分の負担をする提案であると同時に、障害福祉サービス(生活介護)の利用者が65歳になって介護保険サービス(通所介護)を利用する場合でも、障害福祉サービスを利用し続ける場合でも、報酬に差が生じることがないよう、制度間のギャップを埋めようとする提案でもあることから、特区にこだわらずに、全国展開が望ましいものとする。 ・総合特区制度は、地域資源を最大限活用し、地域力の向上を図るために政策パッケージ(規制の特例措置や財政支援措置等)を講じるものであることから、特区制度を活かした支援措置について前向きに検討された。	対面協議		[I : 実現が可能となったもの II : 実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの III : 要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの IV : 見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの V : 自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの]	IV
											2回目											
200	地域	10	とやま地域共生福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム(富山型デイサービス)施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充 基準該当障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業者と同様のサービスを行った場合でも、「食事提供体制加算」を除いて加算が算定されない。 特に、基準該当事業所における「送迎加算」については、国と地方の協議等により、平成24年度に算定対象となった経緯があるが、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域により算定基準に格差が生じているとして、都道府県の独自基準による取扱いを廃止されたところである。 質の高いサービスを提供するためには報酬上評価される仕組みが不可欠なことから、指定障害福祉サービスで適用される加算を、基準該当サービスでも適用するよう求める。	1回目	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C		基準該当障害福祉サービスについては、指定障害福祉サービスとしての基準を満たしていても、介護保険事業所等の人員基準、設備基準を満たしていない場合に、市町村の数量で、障害福祉サービスの実施を可能とする特例的な性格を持つものである。 一方、報酬の加算は、指定障害福祉サービスとしての基準を満たした上で、追加の支援や質の高いサービスを提供する事業者を上乗せで評価するものであり、基準該当障害福祉サービスに対して加算を行うことは適当ではない。また、基準該当障害福祉サービスについては、定員超過の場合や人員欠如の場合の減算も行わないこととしており、それにより、指定障害福祉サービスとの公平性を確保している。 また、報酬は、全国一律のものとして決定されるべき性質のものであるため、そもそも、特区において特例的に加算を算定できるようにする取扱いは適当ではない。	d	・富山型デイ事業所は、基準該当事業所ではあるものの、介護保険サービスの指定事業所であることから、介護保険法において都道府県知事等に一定の権限が付与されており、サービスの質の確保や虐待防止対策の面等で指定障害福祉サービス事業所と同様の措置を実施している事業所もあり、指定障害福祉サービス事業所と同様に評価されるべきである。 ・このため、一定の要件(サービス管理責任者の配置、利用者の個別支援計画の作成)を満たす富山型デイサービス(基準該当事業所)については、障害福祉サービスの指定事業所と同様に取扱うような規制緩和措置について検討いただきたい。	対面協議		厚生労働省からは、基準を満たしていない特例的な「基準該当」の障害福祉サービスと、基準を満たし、「指定」を受けている障害福祉サービスとで、同じように加算を認めることは、適当ではなく、また報酬は、全国一律のものとして決定されるべき性質のものであるため、そもそも、特区において特例的な加算を算定できるようにする取扱いは適当ではない、と回答されているところである。 これに対し富山県は、富山型デイ事業所は、基準該当障害福祉サービス事業所ではあるものの、介護保険サービスの指定事業所であり、サービスの質の確保や虐待防止対策の面等で指定障害福祉サービス事業所と同様の措置を実施している事業所もあり、指定障害福祉サービス事業所と同様に評価されるべきであるとの見解であることから、基準該当サービスへの加算を求めるとともに、基準該当事業所を指定事業所と同様に取扱うような規制緩和措置の検討を求めている。 このような報酬の加算、規制緩和措置について、その必要性や妥当性を示す根拠等について更なる協議を行う必要があるが、これについて、今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。	IV	
										2回目												
359	地域	37	ながさき海洋・環境産業振興特区	海洋再生可能エネルギーの推進(海外特許費用に対する補助制度の拡充)	海洋エネルギーの実用化に向けた取組みにおいては、その取組みの中から開発された製品等について、外国出願するケースがあるため、現行の支援内容の拡充し、制度活用の利便性を図り、さらなる海洋再生エネルギー関連設備等の研究・製造を促進する。	協和機電工業㈱	経済産業省	中小企業等外国出願支援事業	拡充 ・PCT国際出願に係る支援対象者に「中小企業者」を加える ・中小企業外国出願事業に係る補助率を1/2から2/3に引き上げる ・中小企業外国出願事業に係る案件ごとの補助上限額(150万円)を撤廃する	1回目	経済産業省特許庁総務課普及支援課	C		・PCT国際出願に係る支援として、「願書手数料等の軽減措置」と「出願手数料等に対する交付金措置」の2つのメニューがあるが、「軽減措置」及び「交付金措置」共に、新産業の創出に寄与する程度は大きいと、資力の観点から権利取得に係る費用の支払に制約がある者に対して特例的に、国際出願の手数料等に対する支援措置を講じることにより、出願を奨励し、我が国の産業競争力の強化を図るといった趣旨の制度であり、中小企業者全体を支援対象とすることは、上記の趣旨にそぐわないことから、要望に対応することは困難である。 ・各都道府県内の中小企業を密接に支援する観点から、本事業は、都道府県等中小企業支援センター等で補助金交付業務を実施。外国出願費用に係る負担が大きいことから、特に海外展開を志向する資金力が不足する中小企業に限って支援を行うものである。 ・特許制度はユーザーの支払う料金により審査等にかかる費用を賄っており、真に必要な特許出願のための補助額としては現行の制度では不足し、企業にとって大きな負担となるため要望を続けていたが、現行制度以上の要望は聞き入れないということであったので、やむなく了解する。	a	特許の内容によっては出願及び維持に国内及び先進国5ヶ国で、合計1,000万を超える大きな金額が必要であり、中小企業が日本の先端技術を海外で展開する際に真に必要な特許出願のための補助額としては現行の制度では不足し、企業にとって大きな負担となるため要望を続けていたが、現行制度以上の要望は聞き入れないということであったので、やむなく了解する。 なお、海外出願の実績としては、現に協和機電工業で申請済みのPCT出願費用のみで120万円以上の実績額となっている上に、1か国あたり平均100万円を超える各国対応および査定登録費用が発生している。	対面協議		経済産業省から、支援対象者の拡充・補助率の引き上げ・補助上限額の撤廃については、制度の趣旨にそぐわないため対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	V		
										2回目												

